

I 基本的な考え方

1 計画の策定趣旨

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であること、また、二度の世界大戦における惨禍の経験による反省から、1948（昭和23）年に国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。

この宣言の理念に基づき、国連を中心とした人権確立のための国際的な取組として、人権にかかわる規約や条約が世界各国で批准、採択され、1994（平成6）年に「人権教育のための国連10年」が国連総会で決議されました。21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。

我が国においては、「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」の策定など、人権問題の解決にむけた取組が進められてきました。さらに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定や、これに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定など、人権に関する法的な整備が行われてきました。

本市においても、「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」を定め、1999（平成11）年に「『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」を策定し、教育・啓発を含む諸施策により、人権課題の解消に努め、「人権という普遍的文化の創造」にむけたさまざまな施策に取り組んできました。

また、人権についての全庁的な組織として「奈良市人権教育・啓発活動推進本部」を設置し、さまざまな人権問題の解決のため、人権教育及び啓発活動の取組を推進し、多くの成果がありました。

しかし、人権問題を解決し、普遍的な人権文化を確立しようとするさまざまな取組が進められてきたにもかかわらず、いまなお、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題が存在しています。また、急速な社会の変化や多様化する価値観の中で、インターネット上の掲示板への差別的な書き込みやドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待などの事象が発生している状況にあります。

すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、そのために人権教育・啓発の取組はますます重要なものとなってきます。また、人と人とのつながりを重視した、共に生き、支え合う社会づくりが求められています。

そこで、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、市民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等なまちづくりを着実に推進するため、「『人権教育のための国連10年』奈良市行動計画」の基本理念等を受け継ぎ、「奈良市第3次総合計画」との整合性を図りながら、「人権という普遍的文化の創造」のための中長期的な推進指針として、「奈良市人権文化推進計画」を策定しました。

2 基本理念

人権とは、人間の尊厳と自由と平等に基づいて、豊かな自己実現を図っていくために、各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この計画は、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等なまちづくりにむけて、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」をめざすことを基本理念とします。それは、市民一人ひとりが、他者との関係、あるいは社会との関係の中で、個の尊厳が大切にされ守られるまちづくりをめざすもので、次の視点に配慮することが肝要です。

(1) 個性や能力が発揮できるまちづくり

すべての人は、自己の能力を最大限に活かし、健康で幸せな暮らしを願い、自分らしく人間らしく生きたいと望んでいます。

しかし、現実の社会においては、生命を軽んじるような風潮、また、さまざまな差別や偏見が今なお存在し、個性を認め人権が尊重される豊かな社会になりえていません。

市民一人ひとりがかけがえのない存在であり、自己の個性や能力を大切にしながら現代社会に参画し、自己実現が達成できるまちづくりが大切です。

そして、社会的身分、門地、人種、信条、性別、障がい等により不当な差別を受けることなく、個人としての存在と自由が保障され、一人ひとりの個性や能力が十分に発揮できるまちづくりが重要です。

(2) 違いを豊かさとして認め合う共生のまちづくり

社会はさまざまな人々から成り立っており、一人ひとりの個性や価値観も異なります。さらに言語や習慣あるいは民族や国籍の違いなども存在します。しかし、現実の社会では、そうした多様性を尊重せず同質化を求めたり、場合によっては、同質のものの中からわざわざ違いを見つけ出して排除したりする意識があります。このような意識が、偏見や差別を生み、人間の尊厳を傷つけ自己実現を阻んでいる場合も多く、さらに差別意識に縛られることは、人間関係の広がりや断ち切り、自らの生き方を狭めることとなります。

一人ひとりの個性や特性を尊重した人間関係の構築は、社会の質を向上させ、だれもが豊かに生きるための精神的な支えとなります。おたがいを理解し合い、さまざまな文化を認め合い、共生できるまちづくりが重要です。

(3) 自己の存在を確かめることができるまちづくり

人間は個人として独立した存在であると同時に社会的な存在です。生きる喜びや幸せも、支え合い共感できる豊かな人間関係の中にあります。

したがって、身近な関係だけにとどまらず、ボランティア・NPO・地域の各種団体の活動、地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加体験を通して社会とのつながりを強化していく取組が求められます。

さまざまな人々と出会い、交流する中で、自らの存在をより社会的に意味あるものとして確かめ、すべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について、知識及び感性の両面から理解と認識を深め、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することができるふれあいのある安全で安心して暮らせるまちづくりが重要です。

3 計画の性格

この計画は、本市における今後の中長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、さまざまな施策に取り組むときには、この計画を尊重し推進することとします。

また、市民、企業、NPO等の民間団体などに対して本市の人権に関する取組の方向を示し、理解と共通認識を得ることで、豊かな人権文化の構築にむけ、それぞれの主体的取組及び協働による取組を促すものです。

なお、この計画は、社会情勢等の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画推進にあたっての基本的な姿勢

(1) 人権尊重の視点に立った行政の推進

豊かな人権文化の創造をめざし、全部局が、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「環境」等のあらゆる分野において、個の尊厳とノーマライゼーションの理念に基づく「まちづくり」の実現にむけ、社会生活上の物理的・制度的・心理的な障壁をなくす「バリアフリー化」や、個々の人間の特性や能力に関係なく、全ての人の視点に立った「ユニバーサルデザイン」などを総合的・計画的に推進するなど、人権が真に尊重される行政の推進に積極的に取り組みます。

同時に、職員一人ひとりには、人権を自分自身の問題としてとらえ、常に職務や研修を通して、人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重の視点に立って、公平・正確・合理的・迅速かつ親切な市民サービスに努め、職務を遂行します。

(2) 人権教育・啓発の推進

① 市民の自主性・主体性を尊重した人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが日々の暮らしの中にあるさまざまな人権の問題を自分の課題としてとらえ、主体的に具体的な取組や実践につなげていくことが、豊かな人権文化を築くことへの第一歩になります。

そのためには、市民自らが家庭・地域社会、学校、職場などあらゆる場において、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、科学的・客観的なもの見方や考え方により、公正に判断して課題を解決していく技能と態度を身につけることが必要です。

本市では、研修会や講演会などの多様な学習機会ならびに学習情報の提供や、人権教育・啓発活動への指導・助言を通じ、人権教育の指導者養成の支援に努

めます。

② 同和教育の成果をふまえた人権教育・啓発の推進

本市における同和教育は、「部落差別の現実に深く学ぶ」ことを原点とし、部落問題についての正しい理解と認識を培い、差別をなくす意欲と実践力をもった人間の育成に努めてきました。この取組は同和問題の解決だけでなく、さまざまな人権問題についての理解・認識を深める教育として実践をされ、同和問題啓発活動とともに人権に対する正しい知識と人権を守り差別を許さない意識を深めるうえで大きな役割を果たしてきました。

子どもたち一人ひとりの現実を見据え、具体的な教育課題について実践を進めてきた同和教育の営みや行政・教育・関係団体等が有機的に連携して進めてきた取組は、今後も大切にしていかなければなりません。

これら本市で長年培われてきた学習や手法を活かすとともに、国内外で展開されている多様な手法や取組に学び、差別を許さない意識の醸成や差別をなくしていこうとする態度を育成し、すべての人の基本的人権が尊重される人権教育・啓発の推進に努めます。

(3) 相談・支援の充実

人権侵害を受けた人や人権侵害を受けるおそれのある人に対する相談・支援活動は、人権教育・啓発と並んで、重要な取組課題です。また、市民が自己実現のためさまざまな活動や取組を積極的、かつ円滑に進めていけるよう、自立や社会参加を支援することが重要です。こうした観点から、国、県や関係機関・団体との連携・協働を図りながら、相談・支援の充実に努めます。

(4) 国、県、関係機関・団体等との連携・協働

あらゆる機会や場を通じて、人権尊重の精神が基盤となったまちづくりを進めるため、国、県、他の市町村、関係機関・団体等が緊密な連携を図り、協力体制を強化するとともに、行政、企業、民間団体などがそれぞれの主体性を尊重しながら連携・協働の推進に努めます。